

事務連絡
令和2年3月11日

港湾関連団体の長 殿

国土交通省 港湾局
技術企画課 建設企画室長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策等に係る情報提供について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、工事及び業務の一時中止措置等を行っているところです。令和2年3月10日の新型コロナウイルス感染対策本部において、内閣総理大臣より、今後概ね10日間程度のイベント開催の自粛要請継続の方針が示されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等についてを定めるとともに、公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進等について、下記の通達・事務連絡により各整備局等に周知しておりますので参考までにお知らせいたします。貴団体傘下建設企業等に対して周知をお願いします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について（令和2年3月11日付け国港総第638号、国港技第88号他）
2. 公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について（令和2年3月11日付け国港総第646号、国港技第91号）
3. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底について（令和2年3月11日付け国土建推第38号、国土建整第132号）
4. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた直轄工事及び業務の入札等の手続の対応について（対象期間の変更）（令和2年3月11日付け事務連絡）

以上

国地契第 59 号
国官技第 387 号
国営管第 422 号
国営計第 134 号
国港総第 638 号
国港技第 88 号
国空予管第 855 号
国空空技第 553 号
国空交企第 399 号
国北予第 48 号
令和 2 年 3 月 11 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
	港 湾 空 港 部 長 殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長 殿
	空 港 部 長 殿
	保 安 部 長 殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	総 務 部 長 殿
	管 理 調 整 部 長 殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長 殿

国土交通省

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」(令和 2 年 2 月 27 日

付け国地契第 44 号、国官技第 357 号、国営管第 384 号、国営計第 120 号、国港総第 593 号、国港技第 83 号、国空予管第 807 号、国空空技第 520 号、国空交企第 371 号、国北予第 45 号。以下「2月 27 日通達」という。)に基づき、工事及び業務の一時中止措置等を行っているところであるが、令和 2 年 3 月 10 日の新型コロナウイルス感染対策本部において、内閣総理大臣より、今後概ね 10 日間程度のイベント開催の自粛要請継続の方針が示されたことを踏まえ、既に一時中止措置を実施している工事及び業務について、下記のとおり中止期間の延長等の取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 工事又は業務の一時中止措置等について

工事又は業務の契約は、別表の「契約書」欄に掲げる各契約書（以下「契約書」という。）に基づき実施しているところであるが、発注者においては、別表の「適用条項」欄に掲げる各規定の趣旨に則り、以下のとおり受注者に対する工事又は業務の一時中止措置等を適切に行うこととする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

発注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、一時中止措置を実施している受注者に対して一時中止の期間を最長で令和 2 年 3 月 19 日まで延長できる旨を伝え、意向を再度確認する。その際、下請企業等の経営状況を踏まえた上での意向を確認すること。

その上で、受注者からその申出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事又は業務の一時中止の期間の変更を行う。また、一時中止の延長を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、最長で令和 2 年 3 月 19 日までの期間とする。

また、2月 27 日通達に基づく一時中止措置等を実施していない受注者について、今後受注者が自ら工事又は業務の一時中止等の意向を申し出る場合は、受注者の責めに帰すことができないものとして一時中止措置等を実施することは差し支えない。この場合において、一時中止の期間は最長で令和 2 年 3 月 19 日までの期間とする。

なお、令和 2 年 3 月 19 日までの期間であれば、受注者の意向に応じて、いつでも工事又は業務を再開することができることとするが、再開に当たっては、適切な感染拡大防止対策を徹底すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

発注者は、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、(1) に準じて対応する。この場合、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定する。

2. 一時中止措置等に伴う繰越等の措置について

1. の措置に伴い、工期又は履行期間が年度を越える可能性がある場合には、繰越等の手続をとることとする。

別表

	契約書	適用条項
1	「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）別冊工事請負契約書	第19条 第20条
2	「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成7年9月5日付け建設省営管発第556号）別冊工事請負契約書	第19条 第20条
3	「工事請負標準契約書の制定について」（平成8年1月24日付け港管第111号）別冊工事請負契約書	第19条 第20条
4	「工事標準請負契約書について」（平成8年3月19日付け空経第212号）別冊工事請負契約書	第19条 第20条
5	「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号）別冊土木設計業務等委託契約書	第19条 第20条
6	「設計・測量・調査等業務標準契約書の制定について」（平成8年2月29日付け港管第444号）別冊設計・測量・調査等業務契約書	第19条 第20条
7	「建築設計業務委託契約書の制定について」（平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号）別冊建築設計業務委託契約書	第21条 第22条
8	「官庁営繕部所掌の建築設計業務委託契約書の制定について」（平成10年10月1日付け建設省営管発第335号）別冊建築設計業務委託契約書	第21条 第22条
9	「建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成13年2月15日付け国官地第3-2号）別冊建築工事監理業務委託契約書	第15条 第16条
10	「官庁営繕部所掌の建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成13年2月15日付け国営管第7号、国営技第2号）別冊建築工事監理業務委託契約書	第15条 第16条
11	「調査・測量等業務契約書について」（平成22年10月29日付け国空予管第628-2号）別冊調査・測量等業務契約書	第19条 第20条
12	「工事設計業務契約書について」（平成22年10月29日付け国空予管第629-2号）別冊工事設計業務契約書	第21条 第22条
13	「工事監理業務契約書について」（平成22年10月29日付け国空予管第630-2号）別冊工事監理業務契約書	第14条 第15条
14	「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る調査業務請負契約書の制定について」（平成23年1月17日付け国営管第396号）別冊調査業務請負契約書	第17条 第18条
15	「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る業務契約書の制定について」（平成23年1月17日付け国営管第397号）別冊業務契約書	第9条
16	「発注者支援業務標準契約書の制定について」（平成24年1月10日付け国地契第64号、国北予第28号）別冊発注者支援業務委託契約書	第20条 第21条
17	「発注者支援業務標準契約書の制定について」（平成24年1月27日付け国港総第577号）別冊発注者支援等業務契約書	第21条 第22条

国 港 総 第 6 4 6 号
国 港 技 第 9 1 号
令和 2 年 3 月 1 1 日

各地方整備局

総務部総括調整官 殿
港湾空港部長 殿

港 湾 局
総 務 課 長
技術企画課長
(公 印 省 略)

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の
手続きの簡素化・迅速化の促進について

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等（以下「中間前金払等」という）については、「公共工事の代価の中間前金払について（依命通達）」（昭和53年12月15日付け官会第1782号）に基づき実施されているところであるが、その手続に当たっては、下記の事項に留意し、遺漏なきよう措置されたい。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う工事の一時中止等を実施する受注者について、当該一時中止等によって受注者の資金繰りが逼迫することのないよう、本措置を適切に運用されたい。

なお、「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」（平成10年12月11日付け港管第2463号、港建第351号）は廃止する。

記

1. 中間前金払に係る認定の簡素化・迅速化

- (1) 「公共工事の代価の中間前金払に係る認定等の取扱について」（昭和53年12月15日付け運輸省官会第1781号）における認定資料としては、工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成8年1月24日付け港管第111号）の別冊をいう。以下同じ）第11条に基づく履行報告書をもって足りることとする。
- (2) 設計図書の変更指示書に基づき、新規工種等の追加指示が行われていれば、当該新規工種等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該新規工種等に係る出来高を、認定対象とする出来高に含めることができるものとする。

- (3) 工事請負契約書第34条第4項に基づく中間前払金に係る認定の請求があった場合は、直ちに認定を行い、結果を通知することとしているが、受注者が提出する資料に内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は連休期間前その他特別の事情があるときを除き、当該請求を受けた日から遅くとも7日以内に当該通知を行うこととする。また、工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払金の支払請求があったときは、当該支払請求を受けた日から14日以内に当該支払を行うことと定めているところであるが、手続きの一層の迅速化に努めること。

2. 既済部分検査の簡素化

- (1) 既済部分検査を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。なお、現場での目視による確認に代わり遠隔臨場による確認も可とする。
- (2) 既済部分検査に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではない。
- (3) 既済部分検査においては、工事写真について、提出対象とするもの以外の写真は、管理ファイルの作成やファイル名等の整理状況を問わないものとする。
- (4) 既済部分検査の対象資料として整備を求めるもののうち、別途定めるものについて、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- (5) 検査を実施する際には、契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- (6) 2. (2) から (5) の簡素化措置の適用を受注者が求めた場合等に、その事実をもって工事成績に係るマイナス要因として評価しないこと。

3. 関係者への周知

本通知の内容については、既に発注している工事の受注者等に、別紙の通知文案を参考として適切に周知されたい。

各位

〇〇地方整備局（〇〇事務所）

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の
手続きの簡素化・迅速化の促進について

標記について、当局（事務所）では、以下の運用を行うこととしたので通知する。

記

1. 中間前金払に係る認定の簡素化等

- (1) 工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成8年1月24日付け港管第111号）の別冊をいう。以下同じ）第34条第4項に基づく中間前金払に係る認定の条件として、工期の2分の1を経過し、かつおおむね工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面でも2分の1（国庫債務負担行為にあっては、年割額の2分の1）以上であることを確認しているところであるが、ここで進捗が金額面でも2分の1以上であることを認定するために必要な資料としては、工事請負契約書第11条及び港湾工事共通仕様書1-1-28に基づく履行報告書をもって足りることとする。

注) 本項は、出来高の数値に疑義がある場合に、当該数値の根拠となる資料の提示等を求める発注者としての権利を排除するものではない。

- (2) 港湾工事共通仕様書1-1-17に基づく設計図書の変更指示書により、新規工種等の追加指示が行われていれば、当該新規工種等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該新規工種等に係る出来高を、認定対象とする出来高に含めることができるようにする。

注1) 新規工種等に係る出来高を認定対象とする出来高に含めることは、受注者が出来高計算の際に用いた単価、数量等を発注者として確認したことを意味するものではないので契約書の変更に係る協議等にあたり留意されたい。また、出来高の計算にあたっては、以下の式を適用することとなるので留意されたい。

$$(\text{出来高}) = (B + C) / A$$

A：中間前払金の支払請求時点における請負代金額

B：中間前払金の支払請求時点における契約内容に対応した出来高

C：当該部分に係る契約書の変更が未実施の部分（港湾工事共通

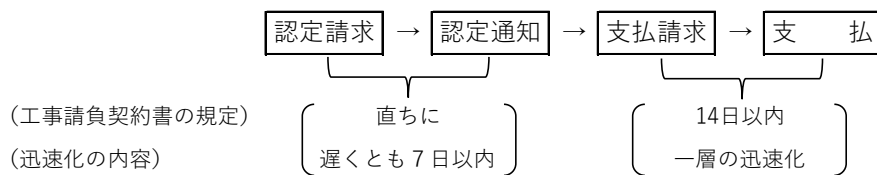
仕様書第1-1-17に基づく変更指示文書発出済のものに限る)

注2) 履行報告書において契約済部分の出来高(上式のB/A項にあたる数値)のみ記述している場合で、当該契約済部分の出来高が50%に満たないが、上式による出来高 $((B+C)/A)$ であれば50%以上となるときは、上式による出来高を適切に付記し、発注者が確認できるようにされたい。

(3) 工事請負契約書第34条第4項に基づく中間前払金に係る認定の請求があった場合は、直ちに認定を行い、結果を通知することとしているが、受注者が提出する資料に内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は連休期間前その他特別の事情があるときを除き、当該請求を受けた日から遅くとも7日以内に当該通知を行うこととする。また、工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払金の支払請求があったときは、当該支払請求を受けた日から14日以内に当該支払を行うことを定めているところであるが、手続きの一層の迅速化に努めることとする。

注1) 発注者内の訓令的措置であり、契約書の変更にあたるものではないことに留意されたい。

注2) 中間前払金に係る認定の請求から支払までの時間に係る比較図を下に示す。



2. 既済部分検査の簡素化

- (1) 既済部分検査を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。なお、現場目視での確認に代わり遠隔臨場での確認も可とする。
- (2) 既済部分検査に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を請負者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではない。
- (3) 既済部分検査においては、工事写真について、提出対象とするもの以外の写真は、管理ファイルの作成やファイル名等の整理状況を問わないものとする。
- (4) 既済部分検査の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについて、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。

注) 本項で「別途定めるもの」としているのは、具体的には当面以下の内容とする。

a) 完成写真提出遅延の容認

既済部分検査においては、完成写真部分の提出は、検査当日ではなく、後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。なお、現場での目視による確認に代わり遠隔臨場による確認も可とする。

b) コンクリートの4週強度検査の簡素化

検査実施時点において、コンクリートの品質確認のため、4週強度試験結果の確認が通常必要と考えられる場合において、検査時点で4週強度試験結果が出ていないときは、1週強度試験結果から4週強度試験結果を推定して検査を行うことができるものとする。

(5) 検査を実施する際には、契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。

(6) 2. (2) から (5) の簡素化措置の適用を受注者が求めた場合等に、その事実をもって工事成績に係るマイナス要因として評価しないこととする。

注) 以上の (1) ~ (6) の各項目は、発注者内の訓令的措置であり、契約図書の変更にあたるものではないことに留意されたい。

国土建推第38号
国土建整第132号
令和2年3月11日

建設業者団体の長 へ

国土交通省土地・建設産業局 建設業課長

建設市場整備課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う
下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策については、これまで「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」（令和2年2月25日付け国土入企第52号）等により、建設業者団体へ適切な対応を重ねてお願いしてきたところであり、また、下請契約・下請代金支払いの適正化については、かねてより「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（令和元年12月2日、国土建推第30号、国土建労第958号）等により通知しているところではありますが、今般の感染拡大防止対策としての建設工事の一時中止・延期や、生産・流通活動の停滞による資材の納入遅れ等の影響に関して、経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する特段の配慮が必要です。

また、公共工事において、別添のとおり、工事代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進を図るとともに、民間発注者に対しても参考送付し、適切に配慮していただくようお願いしているところです。

つきましては、建設工事の一時中止・延期等に際しては、下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講ずるとともに、下記事項を十分留意のうえ、下請契約における適正な工期の確保、請負代金の設定及び適切な代金の支払等、元請負人と下請負人との間の取引の適正化のより一層の徹底に努められますよう、貴団体傘下建設企業等に対して周知をお願いします。

記

1. 下請負人への配慮等について

発注者から直接工事を請け負った元請負人は、全ての下請負人に対し、建設工事の請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

なお、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、建設業法第41条第2項及び第3項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

2. 見積・契約について

工事の一時中止・延期や資材の納入遅れ等により、あらかじめ定めた元請負人と下請負人との間の契約内容が不透明となり、後日、下請負人に対する代金支払に支障を来すおそれがあるため、工事内容に変更が生じる場合は、変更内容に関して書面による見積依頼及び見積書の提出を徹底するとともに、各々の対等な立場に基づき、適正な手順により、書面による契約を徹底すること。

なお、材料費等については、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう十分留意すること。

3. 下請代金の支払期限について

下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。

また、元請負人が注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、できる限り短い期間内に支払わなければならないこと及び前払金（中間前払金を含む。）の支払を受けたときは、必要な費用を前払金として適正に支払うよう配慮することにも留意すること。

なお、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内で、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければならないと定められている。そのため、特定建設業者の下請代金の支払期限については、注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた日から一月を経過する日か、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内で定めた支払期日のいずれか早い期日となることに留意すること。

4. 金融支援事業の活用について

公共工事等については、一般財団法人建設業振興基金が実施する「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」を利用した資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化等に配慮すること。

加えて、万が一、元請負人から建設工事の請負代金・賃金等が支払われなかった場合に備え、下請負人による「下請債権保全支援事業」を活用した債権の保全を図ることも可能であることに留意すること。

5. 関係者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者及び運送事業者等に対しても、上記1から4までの事項に準じた配慮をすること。

6. その他留意事項

また、上記1から5の配慮事項と併せて、中小企業庁等における新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口や、経営の安定に支障が生じている中小企業者向けの資金繰り支援制度（※）を積極的に活用すること等に留意すること。

（※）

○新型コロナウイルス感染症特別貸付制度

中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援を行う特別貸付制度を創設。

○セーフティネット保証4号・5号制度

一般保証（最大2.8億円）とは別枠で保証の対象とする資金繰り支援制度。

（4号）幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証

【対象】全都道府県が指定

（5号）特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の80%を保証

【対象】建設業一部業種のほか、宿泊業・飲食業などが指定。

詳細・その他支援制度については経済産業省・中小企業庁HPでご確認ください。

事務連絡
令和2年3月11日

各地方整備局 総務部 経理調達課長 殿
港湾空港部 品質確保室長 殿
空港整備課長 殿

(参考送付)

北海道開発局 港湾空港部 港湾行政課 課長補佐 殿
港湾建設課 課長補佐 殿
空港・防災課 課長補佐 殿
沖縄総合事務局 開発建設部 管理課長 殿
港湾空港品質確保室長 殿
空港整備課長 殿
国土技術総合研究所 管理調整部 管理課長 殿
企画調整課長 殿

港湾局 総務課 課長補佐
技術企画課 専門官
航空局 航空ネットワーク部
空港技術課 課長補佐

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
直轄工事及び業務の入札等の手続の対応について（対象期間の変更）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、直轄工事及び調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の入札等の手続については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた直轄工事及び業務の入札等の手続の対応について」（令和2年度3月2付け事務連絡）において示しているところであるが、令和2年3月10日の新型コロナウイルス感染対策本部において、内閣総理大臣より、今後概ね10日間程度のイベント開催自粛要請継続の方針が示されたことを踏まえ、対象期間を下記のとおりに変更するので、適切に対応されたい。

記

記1. 中「15日まで」を「19日まで」に、「16日以降」を「23日以降」に改める。

以上

(参考資料)

事務連絡
令和2年3月2日

各地方整備局 総務部 経理調達課長 殿
港湾空港部 品質確保室長 殿
空港整備課長 殿

(参考送付)

北海道開発局 港湾空港部 港湾行政課 課長補佐 殿
港湾建設課 課長補佐 殿
空港・防災課 課長補佐 殿
沖縄総合事務局 開発建設部 管理課長 殿
港湾空港品質確保室長 殿
空港整備課長 殿
国土技術総合研究所 管理調整部 管理課長 殿
企画調整課長 殿

港湾局 総務課 課長補佐
技術企画課 専門官
航空局 航空ネットワーク部
空港技術課 課長補佐

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 直轄工事及び業務の入札等の手続の対応について

標記については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、直轄工事及び調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の入札等の手続については、下記のとおり対応されたい。

記

1. ヒアリングの実施について

工事等の入札等の手続に当たって3月2日から15日までの間にヒアリングの実施を予定している場合、ヒアリングの必要性を再検討し、可能な限り省略すること。

なお、ヒアリングの実施が真に必要と認められる場合は、以下の対応を取るものとする。

①3月16日以降にヒアリングを延期することが可能かどうかを検討する。

②ヒアリングを3月15日までに実施する必要がある場合は、本人確認の実施やヒアリング内容を録音しない等の配慮をした上で、可能な限り、電話やWEBによる

テレビ会議システムを活用する。

- ③やむを得ず対面でのヒアリングの実施が必要となった場合は、あらかじめ相手方に対し最小限の人数で実施するよう要請するとともに、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境での実施を避け、マスク着用を推奨する等、感染予防の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。

2. 今後公告する工事等について

工事等の競争参加資格や総合評価落札方式等の評価項目として、資格や実績、成績、表彰、継続教育(CPD)の取組状況等を考慮しているところであるが、今後公告する工事等については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（令和2年2月27日付け国地契第44号、国官技第357号、国営管384号、国営計第120号、国港総第593号、国港技第83号、国空予管第807号、国空空技第520号、国空交企第371号、国北予第45号。以下「通知」という。）や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた監理技術者講習の延期等による影響を踏まえ、当分の間、例えば以下のように適宜柔軟な対応を行うこと。

- ・通知に基づいて工事等の一時中止等を行ったことにより完成しない工事等について、評価の対象とする。

以上